

「戦国期の村落と領主制支配」

本論文は戦国期における村落と領主権力との関係の究明をテーマとする。この課題は戦国時代の時代像・社会像・権力像などを考える上で重要である。

序章においては、戦後から現在にかけての戦国期村落論の研究史を整理した上で、本論文の課題を提示する。戦後から一九七〇年代までは、社会構成史の観点からの研究が主流であり、村内部の階級対立など村落の構造や所有関係が中心的な論点として議論された。まず、畿内惣村の研究が盛んに行われ、惣村の指標や、惣村の段階論など豊富な成果が出された。また、惣村内部の階層間矛盾を重視し、惣村の自治の限界を認識する点で共通する。村落の構造を重視する立場であるため、村落の上層に位置する階層が注目され、中間層論として研究が展開されていった。中間層論は具体的には小領主論と地主論に分けられるが、小領主論は、中間層の土地集積を「封建的土地所有」と規定し、彼らの動向を大名権力と被官関係を結び家臣になっていく、いわゆる領主化ととらえる。一方、地主論は小領主論に異論を唱え、中間層の土地集積を「地主的土地所有」と規定し、村落への土着化を彼らの基本動向ととらえる。ただし、地主は村落結合の中心となって、戦国大名と対立するが、村落内の百姓を従属小作の地位に陥れる方向性を内包しており、百姓との間でも矛盾を持つ一面もあり、中間層の持つ二面性が指摘される。このように、小領主論と地主論は、剰余を誰がどのように取るのかという問題関心は共通しているが、他面では戦国期の村落と中間層に正反対の位置づけを与えようとしているといえる。したがって、それぞれの視点に基づいて描かれる村落と領主権力との関係像も異なる。小領主論は中間層の領主権力への被官化を重視するため、村落は領主の支配下に包摂され、惣村は解体され、自治が否定されるという道筋で、村落と領主権力との関係像を描いている。この視点はその後の戦国大名領国制論の中に継承される。一方、地主論は戦国期における農民戦争の存在を重視し、村落結合の中心である地主と村落が戦国大名と対立し、その対立が戦国大名権力に規定性と矛盾を与えていると主張する。

以上、一九七〇年代までの研究は村落内部の階層構成や所有関係を重視するため、「階層構造論」と特徴づけられる。しかし、そこに問題点が存在している。階級や所有論から議論が展開されているため、それにより描かれる村像は理論に基づいた抽象的な、画一的なイメージのものになってしまう。また、村落と領主権力との関係において、小領主論のように、領主権力による上からの秩序形成・統合という視角が重視され在地支配の貫徹度が議論の中心であった。その関係像には領主支配の正当性や被支配者の同意といった問題が抜け落ちている。そして、その視角により、中間層が小領主として領主権力の末端に位置づけられたため、そこから中間層の独自の位置づけや動向が見えてこない点も問題である。一方、地主論は、中間層の二面性を重視するが、彼らの基本動向を土着化とするため、中

間層の領主化・被官化の問題を理論に整合的に位置づけていない問題がある。また、こうした村落上層を地主の概念で理解してよいかも疑問がある。

一九八〇年代に入ってから新たな研究視角が生まれた。勝俣鎮夫氏の「村町制」論と藤木久志氏の「移行期村落論」である。勝俣氏は戦国時代を日本史上の大きな転換期とし、百姓たちがみずから作り出した、自律的・自治的性格の強い村や町を基礎とする社会体制、いわゆる「村町制」が形成され、この新しい村は近世ないし近代の村の前提であるとする。勝俣氏の研究を受けて、藤木氏はさらに「移行期村落論」を展開し、中世から近世末に連続する長い射程の中で「自力の村」像を精力的に描き出している。勝俣氏と藤木氏の研究により、戦国期の村落は高度に政治的、社会的な団体としてとらえられるようになったが、七〇年代まで重視された村落内部の階層構造の問題は議論の枠外となる。村対村、村対領主という、村の対外関係論が議論の中心となり、七〇年代まで議論されてきた中間層の問題も論じられなくなった。そこで、稲葉継陽氏は移行期村落論に対応する中間層論、いわゆる「侍身分論」を提起したが、中間層は自律的な村落共同体の成員であり、村落および地域社会の再生産のために多様な役割を果たしていたという。彼らの被官化も村落のために行われた行為ととらえている。このように、移行期村落論に対応する中間層論は中間層の村落の一員として共同体内分業を担う一面を重視する議論となっている。こうして、自律的村落論に基づいて描かれる村落と領主権力との関係は村請的な関係、いわゆる集团的契約関係で結ばれているという。領主の責務が重視されており、保護などの義務を果たす限りにおいて絶対的支配権が容認されるという。

八〇年代以降の研究は村が持っている多様な機能と活動を具体化することによって、村像を豊かにしたといえる。また、村の自立性の視点から、それまで断絶性が強調されてきた中近世移行期を連続的にとらえようとする。しかし、八〇年代以降の研究の問題点も見逃してはいけない。まず、村落を一枚岩としてとらえることによって、領主と個人との主従関係の問題が議論から外れることになる。「侍身分論」も中間層を自律的な村落共同体の一器官として扱うので、中間層の独自の動向と位置付けが見えてこない。また、村落と領主権力との関係を村請的・集团的契約関係ととらえよう視点の背後には、自治的村落共同体としての村と村請がすでに成立したという発想があるが、この段階において地域を問わずに均一的に成立しているかは疑問である。さらに、領主の責務論から窺えるように、支配・搾取関係を、保護に対する課役奉仕という、保護・被保護の相互「契約」的關係ととらえるが、「契約」の概念で領主支配を相対化してよいかという問題もある。

以上、一九七〇年代までの研究と一九八〇年代以降の研究をそれぞれ検討してきた。これらの研究は、村落と領主権力との関係について、視点は領主か村かで異なるが、権力（領主）と民衆（農民・村）という二項対立的図式を描く点で共通している。領主権力と村落との関係像は、領主の専制の貫徹と見るか、村の自律の貫徹による契約関係と見るかで分かれているが、二者間関係論の枠から脱却していないといえる。したがって、「上からの視点」か「下からの視点」かという二元論から脱却するためには、以下の視角が重要であり、

本論文の基本的視角とする。すなわち、支配を「関係性」においてとらえること（「双方向的回路」の視角）、その際に中間層を従来のように、領主支配の末端に、あるいは、村の一器官として位置づけるのではなく、その独自の動向と位置付けを追究することである。また、以上の研究視角の設定とともに、村落が展開した各地域の特性の問題を重視したい。地域によって村落の実態や階層構造は異なるし、領主支配の性質も異なる。したがって、本論文では、以上の地域性の問題を念頭に置きながら、関東の戦国大名北条氏の領国下の村落である西浦地域・口野地域と、畿内近国北近江の惣村菅浦を個別研究の対象にした。

第一部「戦国大名北条氏と村落」では、豊富な史料と先行研究がある、戦国大名北条氏領国下にある伊豆国西浦地域と駿河国駿東郡口野地域を対象として検討を行った。

第一章「戦国大名北条氏の西浦地域支配」では、大名権力と村落の間に介在した小代官に焦点を当てて、北条氏の西浦地域支配を再検討した。小代官の先行研究では、郷村の小代官は村の外部から派遣される代官の手代と同一視されてきたが、郷村の小代官は代官の手代とは異なる存在であり、両者の相違点を明らかにした。両者の相違としてもっとも注目すべきは次の二点である。一つ目は身分の相違である。代官手代としての小代官は代官の被官であるのに対して、郷村の小代官は各村在住の有力百姓・土豪（西浦地域の場合は大川氏・土屋氏・相磯氏など）の可能性が高い。二つ目は、北条氏及び代官との関係である。代官手代は代官の役割・仕事を補佐すると同時に、北条氏からの命令も受けていることから、北条氏と代官の双方に把握されていると考えられる。それに対して、郷村の小代官は北条氏により設置されており、北条氏に直接に把握されている。郷村の小代官が設置された理由について、先行研究では代官支配を郷村から排除するためとされてきたが、西浦地域においては、代官支配が天正年間まで一貫して継続していたことを見れば、それが目的ではないといえよう。北条氏が郷村の小代官に発給した文書を分析すると、年貢・公事銭の上納・皆済を命じる内容や、年貢計量・換算の際に、収納者（奉行など）が非分を起こした場合に、目安を持って上訴を命じる内容などが多く見られる。すなわち、郷村の小代官の設置は、北条氏にとって肝心な年貢・公事銭の円滑な徴収の実現が最大の目的であったと考えられる。

第二章「戦国大名北条氏の口野地域支配」では、西浦地域から程近い口野地域において葛山氏元支配期から北条氏光支配期にかけて、一貫して代官を務めた土豪の植松氏に焦点を当てて、土豪層代官の問題に迫った。まず、土豪層代官植松氏が早くから領主権力と被官関係を結び、給分を安堵され給人になる一方で、軍役を負担したことが葛山氏元の支配期から確認できる。その被官化は移行期村落論が主張したような村のためではなく、ほかの土豪や百姓から、自分の諸権益を守るために、上級権力と被官関係を結び、上級権力にそれらを保証させることが植松氏の狙いである。一方、葛山氏・北条氏は植松氏の諸権益を保証するかわりに、代官としての役割を果たすよう命じている。それは葛山氏・北条氏による口野五か村の支配が、植松氏を代官に任命することによって行われていたからである。そこで、植松氏の代官としての活動・役割を具体的に検討した。検討の結果、植松氏

はさまざまな代官職務を務める一方、別の側面も見られた。すなわち、五か村が退転した際に、百姓を代表して、年貢・公事銭の減免を葛山氏・北条氏と交渉したり、漁撈や生産の指導の役割や、年貢・公事銭の上納などを怠慢したりする行為である。これは、植松氏があくまでも在地に基盤を持つ存在であり、退転の際に自分の権益にも影響が出るため、上記の行為を取ったと考えられる。ここから土豪層代官が持つ二面性ともいべき特質が浮き彫りとなる。このように、葛山氏・北条氏にとっては、代官をどう牽制して、年貢・公事銭の上納を確保するかが課題となる。葛山氏は上使による監視を行った。北条氏光は家臣を立物奉行として派遣して、植松氏と百姓をその統制下に置く、より強固な支配体制を整えたのである。

以上、第一章と第二章の検討を通じて、北条氏領国においては、在地に基盤を持つ土豪層がその地の代官、あるいは小代官に任命され、支配が行われる体制であったことが知られる。こうした郷村の小代官や土豪層代官は北条領国において広く設置が確認できるが、彼らは様々な役割を果たしていた。それは北条氏による上からの一方的・強制的な政策でもないし、自立の村が北条氏権力から勝ち取った勝利でもない。それは、在地側から身分上昇の願望を持つ土豪層らの要求と、郷村支配を円滑に進め、年貢増収なども行いたい北条氏権力側の意図とがかみ合ったところで成り立った郷村政策と位置付けられよう。

第一部の検討を通じて、大名権力と村落との関係は牧歌的な「棲み分け」ではないことが明らかとなる。村内部でさまざまな利害の競合が生じるなか、土豪層は大名権力と主従関係を結ぶことによって自分の利益と地位を守ろうとしている。大名権力はこうした在地構造に依存し、対応した上で自分の政策と支配を展開しているのである。

第二部「戦国期の菅浦と領主権力」では、惣村史研究で事例としてよく取り上げられる菅浦を対象にした。一九五〇年代末に赤松俊秀氏は役負担・借錢問題・自検断という三つの側面から菅浦と浅井氏との関係を総体的に論じた上で、浅井氏の支配下で惣の自治が否定されることになったと論じた。以後、この「自治」崩壊論が長く通説となっていた。一方、一九八〇年代に入ってから、勝俣鎮夫氏と藤田達生氏により赤松氏の自検断崩壊説への批判が行われており、そして、九〇年代に入ってから、阿部浩一氏により借錢問題についての新たな解釈も行われた。いずれも惣の自立性を強調する議論となっている。このように、戦国期における菅浦と浅井氏との関係は重要な課題として議論されてきたが、先行研究はそれぞれの視点を強調しており、関係の全体像が明らかにされていない。そこで、第二部は戦国期における菅浦と浅井氏との関係を中心に再検討を行った。

第一章「戦国期菅浦における領主支配の変遷」では、日指・諸河の年貢・公事銭の請取状の分析を通じて、延徳～元龜年間における菅浦の領主支配の変遷を考察した。この作業は、いまだ統一的な見解が出されていない、浅井氏による菅浦支配の開始時期の解明にもつながる。以下の結論が得られる。延徳年間以降は、五坪氏・山本氏・安養寺氏・西野氏・弓削氏・浅見氏など湖北の土豪が領主となる。彼らほとんどは近江守護京極氏の被官であることが確認でき、京極氏の支配の浸透を物語る。そして、浅井氏の菅浦進出を大永年間

とする赤松氏が根拠とした花押37の人物は浅井氏と関係するのではなく、塩津熊谷氏の代官であることが明らかとなった。塩津熊谷氏は文明年間、永正六年～大永二年について、大永七年から享禄四年までも菅浦の領主となったことがわかる。このように、日野家領から脱却した文明年間から享禄年間にかけて、菅浦は京極氏の被官や熊谷氏など頻繁な領主の交代を経験したが、その背景には当時の湖北の混迷した地域情勢があった。そして、請取状から浅井氏の支配が確定できるのは天文九年以降であるが、天文一三年に一族浅井井伴が菅浦の代官となって以降、元亀四年に浅井氏が滅亡するまで支配が続くため、浅井氏による菅浦支配は安定期に入ったといえる。日野家領の時期の菅浦はみずから協力的でない領主には年貢を納めないという原則を貫いたが、その原則は領主支配を強化した湖北の土豪や浅井氏には通用しなくなった。ただし、浅井氏による菅浦の支配は変化面だけではなく、継続面も見られるため、従来の研究のようにそれぞれの一面を強調するのではなく、総合的にとらえなおす必要があるのである。

第二章「戦国期における菅浦の借錢問題」では、借錢問題の事例の再検討を通じて、菅浦と浅井氏との関係をとらえなおした。注目したのは天文五年に菅浦が中村甚左衛門尉儀と熊谷甚次郎から合わせて六〇貫文を借り、天文一二年にその返済をめぐって、菅浦と中村氏の間で交渉が行われた事例である。この事例は、赤松氏と阿部氏の議論でも取り上げられたが、この事例を通じて描かれる菅浦と浅井氏との関係像には大きな相違が見られる。そして、この借錢がそもそも浅井氏と関係するものであったのかという疑問もある。筆者はまずこの借錢の契機と返済交渉の過程を分析し、両氏の史料解釈を検証した。筆者の解釈は概ね赤松氏の見解に一致し、阿部氏の史料解釈には事実関係と異なる問題点がいくつあったことがわかる。それは借錢問題における菅浦の主体性・自立性を強調したいという阿部氏の立場に引き付けた史料解釈といわねばならない。次に、赤松氏、阿部氏がともに浅井氏の家臣と認識する借錢の貸主中村甚左衛門尉儀の身分を検討したが、中村氏は浅井氏の家臣ではなく、熊谷氏の家臣である可能性が高い。したがって、この事例をもって、菅浦が浅井氏の借錢にどう対応しているか、菅浦と浅井氏との関係がどうであったかなどを論じる先行研究には問題があると考えられる。最後に以上を踏まえて、この借錢交渉の過程で菅浦が取った行動を究明し、その意味を検討した。この借錢は天文五年に菅浦が「預状」の形式で中村氏と熊谷氏から借りたが、二文子の利分が明確に記載されているので、天文七年に浅井亮政が北郡に出した徳政令の適用対象に入るはずである。しかし、菅浦は徳政令による債務破棄の道を選択するのではなく、浅井氏の家臣である中嶋貞清と雨森次郎兵衛を仲介人として頼んで、彼らの斡旋によって中村氏に借錢の一部の免除を認めてもらい、残り分を返済しようとする行動を取ったのである。菅浦のこうした行動を見れば、未進年貢をめぐる菅浦と浅井氏との関係は、菅浦が徳政令をテコにして、代官浅井井伴が立て替えた未進年貢の返済を拒否する行動を取ったという阿部氏の主張に問題を感じざるをえない。

第三章「戦国大名浅井氏の菅浦支配」では、赤松氏が問題提起した三つの側面＝役負担・

借錢問題・自検断を改めて検討することによって、浅井氏と菅浦との関係を総合的にとらえなおした。まず、浅井氏の支配下での役賦課を検討したが、日指・諸河の年貢・公事銭の徴収額は浅井氏の支配以前と同じであり、徴収方法も菅浦の地下請をそのまま温存した。その一方で戦時などの時に、菅浦に大量の舟を徴用し、菅浦に大きな負担をかけたのも事実である。代官浅井井伴が舟の徴用権を行使した事実から、浅井氏の支配下で、代官はそれまでの、ただ年貢・公事銭を受け取る存在から、実質的な支配権を有する存在に変わったことが明らかとなる。浅井氏の支配下での菅浦による未進年貢の増加は以上のような負担の増加と密接にかかわる。次に、借錢問題での浅井井伴と菅浦の対応を見ると、菅浦の未進分に対して、井伴は利子付の代納と催促を行っている。そして、井伴の代納が継続したのは、菅浦がそれを返済する姿勢を取ったからである。その姿勢は菅浦がみずから記録した借錢日記・覚書から窺える。また、借錢返済を可能にしたのは、油実など商品作物の生産であった。このように、返済に対する双方の対応を見ると、借錢問題は、大名の専制性を強調する赤松説や、菅浦の主体性を強調する阿部説では、説明しきれないと思われる。最後に、菅浦の自検断の問題について検討した。永禄一一年（一五六八）に菅浦惣が源三郎父子、「清徳庵親類」四人にそれぞれ下した処罰に対して、代官井伴が介入したが、その事実の評価をめぐって意見が分かれている。赤松氏と石田善人氏は、惣が井伴に託言の誓約書を提出したことから、井伴の重圧で惣が自検断を放棄したと主張した。一方、勝俣鎮夫氏と藤田達生氏は、井伴による惣の決定に介入した事実があっても、菅浦の自検断は崩壊していないという。その根拠は誓約書提出後に、菅浦は壁書を作成し、「清徳庵親類」四人に処罰を下し、自検断を行ったことにある。しかし、惣の自検断が健在であるのは確かだが、それを大名権力の裁判権との関係を考える際に、勝俣氏が主張したように、惣の自検断が強固であり、浅井氏の裁判権が村に浸透せず、限定的にしか機能しないという評価には賛成できない。というのは、井伴の介入で惣の決定が覆されたのは事実であり、惣の自検断に対して、井伴の代官としての権威が優位に立っていることは明確だからである。筆者は浅井氏の裁判権と菅浦惣の自検断は重層的な関係にあると考える。井伴による介入は惣を潰す目的で行われたわけではなく、村人からの訴えを受けてなされた可能性が高い。自検断だけではなく、前述した地下請も畿内惣村において長年かけて成熟した慣行であるため、浅井氏にとっては、惣村の機能をうまく利用することが支配を潤滑に進める鍵となる。したがって、浅井氏の支配に支障がない限り、それらの慣行を潰す理由はないといえよう。

以上のように、第二部では、「双方向的回路」の視点に基づいて菅浦と浅井氏との関係をとらえなおした。浅井氏の菅浦支配は、菅浦側の同意を調達した上で成り立つため、役負担・借錢問題・自検断の問題を検討する際に、双方の行動と対応を解明することが重要と考えられる。分析した結果、浅井氏と菅浦との関係は村の自律の貫徹で説明しきれないことが明らかとなる。しかし、領主権力の支配という契機を重視するという立場はただちに一九七〇年代までの領主専制史観への回帰ではない。「双方向的回路」の視点に基づいて、

支配の正当性を解明することは、七〇年代までの研究に欠けているからである。それは筆者が描いた関係像と赤松氏のそれと異なることから窺える。

最後に、終章では、第一部と第二部の内容を総括した上で、本論文がとった基本的視角の有効性を検証し、移行期村落論の視角を見直す必要性を主張した。さらに、三つの地域の比較を行うことによって、戦国期の村落の多様性の特徴が浮き彫りとなり、移行期村落論が主張したような、自治的・自律的な村が一律に成立しているわけではないことがわかる。村落の多様性は、それぞれの地域を支配する大名の支配方式にも影響を与えているため、大名の支配方式の多様性も示している。今後、本論文の課題を深めていくためには、地域を広げ個別研究を進める必要がある。そして、戦国大名から統一権力・幕藩権力の確立へという中近世の移行の中で、村落と領主権力との関係がどう変化したかという検討も中近世移行を理解する上で不可欠の論点と思われる。以上の二点を今後の課題として進めていきたい。